石運整第６２号の２
平成２５年５月１５日の２

石川県内貨物自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から、別紙（平成２５年５月１日付け北信交貨第１５号、北信交監第３５号、北信技保第１３号）のとおり通達がありましたので、了知願います。

石運監
第119号
25.5.-8

北信交貨第１５号
北信交監第３５号
北信技保第１３号
平成２５年５月１日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から別紙（平成25年5月1日付け国自安第32号、国自貨第11号、国自整第35号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。

交監
第43号
25.5.-1
北陸信越運輸局

交貨
第67-2号
25.5.-1
北陸信越運輸局

国自安第３２号
国自貨第１１号
国自整第３５号
平成２５年５月１日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日付け国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関あて別添のとおり通知したので申し添える。

技保
第22号
25.5.-1
北陸信越運輸局

国自安第３２号
国自貨第１１号
国自整第３５号
平成２５年５月１日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日付け国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関あて別添のとおり通知したので申し添える。

【別紙】

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第　５１０号 国自貨第　１１８号 国自整第　２１１号 平成１５年　３月１０日 一部改正　国自総第　３３０号 国自貨第　９４号 国自整第　９６号 平成１８年１０月２７日 一部改正　国自総第　５８８号 国自貨第　１６５号 国自整第　１８０号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　５５号 国自貨第　７３号 国自整第　４８号 平成２１年　９月２８日 一部改正　国自安第　１１９号 国自貨第　１１６号 国自整第　９３号 平成２１年１１月２０日 一部改正　国自安第　９号 国自貨第　１２号 国自整第　７号 平成２２年　４月２８日 一部改正　国自安第　１６９号 国自貨第　１４０号 国自整第　１４４号 平成２３年　３月３１日 一部改正　国自安第　７７号 国自貨第　８２号 国自整第　１４８号 平成２４年　４月１６日 一部改正　国自安第　３２号 国自貨第　１１号	国自総第　５１０号 国自貨第　１１８号 国自整第　２１１号 平成１５年　３月１０日 一部改正　国自総第　３３０号 国自貨第　９４号 国自整第　９６号 平成１８年１０月２７日 一部改正　国自総第　５８８号 国自貨第　１６５号 国自整第　１８０号 平成１９年　３月３０日 一部改正　国自安第　５５号 国自貨第　７３号 国自整第　４８号 平成２１年　９月２８日 一部改正　国自安第　１１９号 国自貨第　１１６号 国自整第　９３号 平成２１年１１月２０日 一部改正　国自安第　９号 国自貨第　１２号 国自整第　７号 平成２２年　４月２８日 一部改正　国自安第　１６９号 国自貨第　１４０号 国自整第　１４４号 平成２３年　３月３１日 一部改正　国自安第　７７号 国自貨第　８２号 国自整第　１４８号 平成２４年　４月１６日

国自整第　　３５号
平成２５年　５月　１日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第２条の２～第１７条　（略）

第１８条　運行管理者等の選任

１．第１項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。
　ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者を選任することを要しない。
　なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第３項に規定する補助者を兼務することはできない。ただし、本通達第７条１．（５）、１．（６）及び１．（７）により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
２９両まで	１人
３０両～　５９両	２人
６０両～　８９両	３人
９０両～１１９両	４人
１２０両～１４９両	５人
１５０両～１７９両	６人
１８０両～２０９両	７人
２１０両～２３９両	８人

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第２条の２～第１７条　（略）

第１８条　運行管理者等の選任

１．第１項第１号及び第２号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第３項に規定する補助者を兼務することはできない。ただし、本通達第７条１．（５）、１．（６）及び１．（７）により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
２９両まで（運行車＋運行車以外） ５両以上２９両まで（運行車以外）	１人
３０両～５９両（運行車＋運行車以外）	２人
６０両～８９両（運行車＋運行車以外）	３人
９０両～１１９両（運行車＋運行車以外）	４人
１２０両～１４９両（運行車＋運行車以外）	５人
１５０両～１７９両（運行車＋運行車以外）	６人
１８０両～２０９両（運行車＋運行車以外）	７人
２１０両～２３９両（運行車＋運行車以外）	８人

２．～５．　（略） 第１９条～第３１条　（略） 附　則（平成２５年５月１日付け国自安第３２号、国自貨第１１号、国自整第３５号） １　改正後の通達は、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成２５年国土交通省令第１４号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成２５年５月１日）から施行する。 ２　第１８条１．の改正規定についての経過措置は、改正省令附則第２項に定める経過措置の例による。	２．～５．　（略） 第１９条～第３１条　（略）